独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第法律案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

号) (附則第十四条関係)

(積立金の処分) (積立金の処分)	(積立金の処分) 「積立金の処分) 「特立金の処分) 「特立金の残余の額を国庫に納付しなければならない。 「おいる、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 「おいる、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 「おいる、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
一〜五(略) 定を設けて整理しなければならない。 第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘(区分経理)	六 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務一〜五 (略) 定を設けて整理しなければならない。 (区分経理)
2・3 (略)	2・3 (略)
2~7 (略)	2~7 (略) 十四 (略) 資金の貸付けを行うこと。

5 6 (略)

(基金)

第二十三条 て得るために基金を設け、第五条第三項後段の規定により政府が示 並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によっ した金額をもってこれに充てるものとする。 機構は、 第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務

2

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 する業務を含む。) に関し必要な措置をとることを求めることがで 五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務 (これらに附帯 るときは、 災年金受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認め スの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者若しくは労 の他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービ 機構に対し、 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動そ 第十二条第一項第一号から第三号まで、第

2 (略)

きる。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用)

第二十八条 二条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務を行う場合について 和二十九年法律第九十一号)第三条から第九条までの規定は、第十 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭

準用する。

5 6 (略)

(基金)

第二十三条 て得るために基金を設け、 並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によっ した金額をもってこれに充てるものとする。 機構は、第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務 第五条第二項後段の規定により政府が示

(略)

2

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

|第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動そ をとることを求めることができる。 に掲げる業務 (これらに附帯する業務を含む。) に関し必要な措置 十二条第一項第一号から第三号まで、 定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、 スの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者の生活の安 の他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービ 第五号、 第六号及び第十二号 第

2 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用)

第二十八条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭 二条第一項第十二号に掲げる業務を行う場合について準用する。 和二十九年法律第九十一号) 第三条から第九条までの規定は、第十

		_
		-

労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) (附則第十五条関係)

ものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。福祉機構法(平成十四年法律第 号)第十二条第一項に掲げる	3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康2 (略)第二十九条 (略)	りでない。	改正案
る。条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとす		限 より労働福祉事業団に担保に供する場合は、この限りでない。 福祉事業団法(昭和三十二年法律第百二十六号)の定めるところに立 ることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を労働え 2 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押え第十二条の五 (略)	現

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) (附則第十六条関係)

。その計画を変更しようとするときも、同様とする。臣に協譲(政令で特に定める場合は、通知)をしなけれはならない	(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	改正案
る。	2〜5 (略) 6 独立行政法人(独立 6 独立行政法人(独立 第二条第一項に規定す るもの、日本郵政公社 るもの、日本郵政公社 のはその開設した病院 が、日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現

地方財政再建促進特別措置法 (昭和三十年法律第百九十五号) (附則第十七条関係)

-		a ##	
金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するくは運輸施設整備事業団(以下「公団等」という。)に対し、寄附協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若し民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、	、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、雇用・能力開発機構、対資源開発公団、日本道路公団、日本進路公団、日本道路公団、日本道路公団、前高速道路公団、阪神高速道、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、とが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)		改正案
	用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、とが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)	(退職手当の財源に充てるための地方債等) (退職手当の財源に充てるための地方債等)	現

限りでない。 らかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この と認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団 立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ない を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独 等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あ

もの (これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。) 他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下「寄附 る寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たもの その施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合そ 行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出す の他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、 金等」という。) を支出してはならない。ただし、地方公共団体が については、この限りでない。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)(附則第十八条関係)

	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	垣	宔	纮	第		
一〜三 (略) 掲げる業務を行う。	設その他の厚生労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる療養施設若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施	福祉機構法 (平成十四年法律第 号)第十二条第一項第一号に	害者に関して、障害者職業能力開発校又は独立行政法人労働者健康	統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障	十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系	(広域障害者職業センター)	改正案
(略)	の密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う。 くはリハビリテーション施設 その他の厚生労働省令で定める施設と	三十二年法律第百二十六号)第十九条第一項第一号の療養施設若し	害者に関して、障害者職業能力開発校又は労働福祉事業団法(昭和	統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障	第二十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系 第二十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系	(広域障害者職業センター)	現

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)(附則第十九条関係)

改正案	現行
(経過措置に伴う費用の負担)	(経過措置に伴う費用の負担)
第九十六条 (略)	第九十六条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 公団等 (都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑	3 公団等 (都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑
資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人労働者	資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中
健康福祉機構、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能	小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪
力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ	神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。)は、政令で定
。)は、政令で定めるところにより、第七条 (第三十六条第一項に	めるところにより、第七条(第三十六条第一項において準用する場
おいて準用する場合を含む。)の規定により公団等 (水資源開発公	合を含む。)の規定により公団等(水資源開発公団にあつては愛知
団にあつては愛知用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公	用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公
団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、	団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業
中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力	団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力開発機構にあつて
開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉	は雇用促進事業団) に勤務していた期間を組合員期間に算入される
機構にあつては労働福祉事業団)に勤務していた期間を組合員期間	者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充て
に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るもの	る金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。
の支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。	

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(附則第二十条関係)

七~三十三 (略)	7=	->五 (略)	別表第一(第二条関係)	改正案
七~三十三 (略)	[剿		別表第一 (第二条関係)	現

労働保険特別会計法 (昭和四十七年法律第十八号) (附則第二十一条関係)

			T	
四〜七(略)	者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働二(独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究の歳出とする。	2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、そ年法律第 号)第十三条第三項の規定による納付金十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第 号)第	機構法(平成十四年法律第一一号)第十五条第三項、独立行政、第十二条第三項、独立行政法人産業安全研究所法(平成十一年法律第百八十二号一~五(略)の一年法律第百八十二号、第四条の一次とする。(第災勘定の歳入及び歳出)の、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつ第四条の労災勘定の歳入及び歳出)	改正案
	及び施設の整備のための補助金所及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金二、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究の歳出とする。	2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、そ項の規定による納付金	策研究・研修機構法 (平成十四年法律第 号)第十四条第三、独立行政法人産業安全研究所法 (平成十一年法律第百八十一号)第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法 (平成十一年法律第百八十二号)第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法 (平成十一年法律第百八十二号)第四条 労災勘定の歳入及び歳出)	現

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(附則第二十二条関係)

				- Pil	
	理化学研究所	(略)	名称	別表第一(第二条	
	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)	(略)	根拠法	条関係)	改正案
労働福祉事業団	理化学研究所	(略)	名称	別表第一(第二条	
号) 号)	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)	(略)	根拠法	条関係)	現

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第

第 号)(附則第二十三条関係)

	理化学研究所		名	別表(第		
		(略)	称	別表(第二条関係)		
	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)	(略)	根拠法		改正案	
労働福祉事業団	理化学研究所	(略)	名称	別表 (第二条関係)		
号) 号) 号) 号) 号)	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)	(略)	根拠法)	現行	